

新潟県新潟地域振興局巻庁舎清掃業務委託仕様書

物件の所在地及び名称

新潟県新潟市西蒲区赤鋤 1 2 8 5 - 1
新潟地域振興局巻庁舎

物件の内容

庁	舎	(鉄筋コンクリート	3 階 建)
車	庫	A (鉄筋コンクリート	一部 2 階建)

業務の内容

別紙 新潟県新潟地域振興局巻庁舎清掃作業基準仕様書のとおり

日常清掃	}	別紙基準表のとおり
定期清掃		

契約の方法

制限付き一般競争入札とし、再入札は 1 回を限度とする。

契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

新潟県新潟地域振興局巻庁舎清掃作業基準仕様書

(この仕様書中、甲は委託者乙は受託者をいう。)

この仕様書は作業の大要を示すもので、状況に応じ簡易な作業は本書に記載されていないものであっても受託金額の範囲内で行わなければならない。

1 使用材料

- (1) 材料はすべて乙の負担とする。ただし、清掃のために使用する光熱水費は甲の負担とする。
- (2) 乙は使用材料を厳選し、各用途に最適なものをあらかじめ甲の承認を得たうえ使用するものとする。
- (3) 火気を使用する必要があるときは、甲の承認を受け慎重に行うこと。引火性の強いガソリン・ベンジン等は使用しないこと。

2 作 業

- (1) 乙は別紙基準表により実施計画書を作成し、あらかじめ甲の承認を得ること。
- (2) 作業は日常清掃及び定期清掃の2種とし、基準表による内容とする。

ア 日常清掃（土、日及び祝祭日、12/29～1/3を除く平日）

- 掃き掃除、水拭きは基準表に定めた回数のほか、特に玄関、廊下、湯沸場及び便所等汚れの激しいところは随時行うこと。
- 手摺り・カウンター・扉・窓口・壁面・ガラスの清掃は2m以下の部分とし、ちり払いのうえ場所により雑巾又は乾布で拭くこと。
- 手洗い石鹸・手洗い消毒薬及び洋式便器用シートペーパーは、常時備え付けておくこと。石材部分に汚れが付着しているときは洗剤を使用して汚れを落とすこと。
- 便座シートペーパーは乙が用意し500枚/年、使用。
- トイレトペーパーは甲が用意し114mm×150m芯なしタイプ
- トイレトペーパーは甲が用意したものを使用し、常時備え付けておくこと。

イ 定期清掃

- ガラスはスクイジーにて払い拭きすること。この際サッシを傷めないように注意すること。
- 空調機吸込口のスクリーン清掃は年1回（5月）、空調を使用していない時期に行うこと。シャッターの煤・ほこりを掃除機で吸い取り、ルーバーは水拭きする。汚れの落ちない部分には、洗剤等を用いること。
- ビニールタイル部分の掃き掃除・ワックス塗布の実施時期については、甲が乙に指示するものとする。
- 窓ガラス清掃と窓枠サッシ清掃は、5月中に同時に一括して行うこと。